

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和4年3月

法務省大臣官房秘書課
企画再犯防止推進室

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組

地域社会での継続的支援

再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

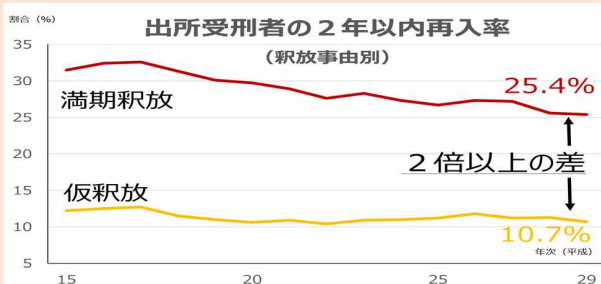


政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

「再犯防止推進計画」（平成29年12月閣議決定、計画期間：平成30年度～令和4年度）に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき3つの課題に対応した各種取組を加速化させるもの。

1 満期釈放者対策の充実強化

(1) 現状と課題



⇒出所受刑者の2年以内再入率について、満期釈放者は仮釈放者の2倍以上の差があり、全体を16%以下にするという政府目標を確実に達成し、更に数値を下げるためには、満期釈放者対策は不可欠

(2) 成果目標

令和4年までに、満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少
 ※ 2,726人(直近5年間の平均)
 → 2,000人以下に減少

(3) 成果目標の達成に向けた主な具体的取組

- 出所後の帰住先の確保を始めとした生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用
- 満期釈放者に対する受け皿や相談支援等の充実

2 地方公共団体との連携強化の推進

(1) 現状と課題

- 再犯防止の取組を進める地方公共団体が増えつつあり、こうした動きを更に促進していく必要がある。
- 再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画を策定した地方公共団体は一部にとどまっている。

(2) 成果目標

令和3年度末までに、100以上の地方公共団体で地方計画が策定されるよう支援
 ※ 策定団体数：22団体 (R1.10.1現在)

(3) 成果目標の達成に向けた主な具体的取組

- 地方公共団体に対する各種統計や好事例等の提供
- 地方公共団体における実施体制の構築のための必要な支援

3 民間協力者の活動の促進

(1) 現状と課題

- 民間協力者の求められる役割や活動範囲が広がっており、国による支援を一層強化する必要がある。
- 財政上の問題から、民間協力者による再犯防止活動が限定的な効果にとどまっていることも少なくない。

(2) 現状の課題に対応した主な具体的取組

- 保護司等民間協力者に対する継続的支援の充実強化
- 民間資金等を活用した再犯防止活動の促進

再犯防止推進法施行後5年の検討／再犯防止推進計画の見直し

再犯防止推進法の施行状況の検討

- 再犯防止推進法附則第2条(検討)

国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

⇒ 令和3年12月に施行後5年を迎えるため、施行状況の検討が必要

再犯防止推進計画の見直し

- 再犯防止推進法第7条第6項により5年ごとに見直すこととされ、現計画の計画期間は令和4年度末までであることから、令和4年度までに計画の見直しが必要

今後の予定(案)

(～令和3年12月)

- 再犯防止推進法の施行状況／再犯防止推進計画に基づく施策の実施状況の検討

(令和4年～)

- 次期再犯防止推進計画(案)の検討 ⇒ 令和4年度中 次期計画 閣議決定

地域再犯防止推進モデル事業（再犯防止等推進調査地方公共団体委託事業）

▶ 国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するため、36の地方公共団体に委託し、①地域の実態調査と支援策の策定、②モデル事業の実施、③事業の効果検証といった一連の取組を地域再犯防止推進モデル事業として実施（H30年度～R2年度）

（H30年度～）

（～R2年度）

・地域の実態調査 ・支援策の策定（半年程度）	▶▶ ・モデル事業の実施（2年程度）	▶▶ ・効果検証 ・調査結果の報告（半年程度）
・地域における支援ニーズの実態調査等 ・調査を踏まえた再犯防止の取組を策定	・地域の実情に応じた取組を実施 （具体的な取組例は下記のとおり）	・モデル事業の成果、課題等を検証

モデル事業の取組例

【専門機関の設置を始めとする支援体制の整備及び総合的な支援の実施】

・「立ち直りサポートセンター」を設置し、対象者の特性に応じた支援を実施（福岡県）

【薬物依存症者に対する取組】

・薬物依存のある満期出所者等に対して、回復支援プログラム、就労・住居の確保のための支援等を実施（栃木県）

【性犯罪者に対する取組】

・性犯罪を行った起訴猶予者等に対して、臨床心理士による心理カウンセリングプログラムを提供（大阪府）

【広報・啓発に関する取組】

・テレビ、ラジオ等多様な媒体を活用し、再犯防止に関する現状と課題、取組の必要性などを周知（北海道）

▶▶ **令和3年度以降、モデル事業の取組結果を踏まえ、
国と地方公共団体の協働による地域における効果的な
再犯防止対策の在り方を検討し、更なる取組を推進**



地方公共団体における再犯防止の取組



① 関係機関等のネットワーク構築

・「**社会復帰支援ネットワーク協議会**」、「**再犯防止推進ネットワーク**」の設置等、県、市町及び関係機関が一体となった体制整備、取組の推進（福井県、山口県など）

② 対象者への直接の相談支援

・矯正管区と連携した**矯正施設所在中からの中核地域生活支援センター**による**つなぎ支援**の実施（千葉県）
・**更生支援／相談支援コーディネーター養成研修・派遣事業**の実施（島根県、岐阜県）
・福祉につなぐ「**付添い支援**」とその後の「**伴走型支援**」の実施（静岡市）

③ 就労支援

・「**レッツチャレンジ雇用事業**」の実施（佐賀県）
・犯罪をした者を対象の**求人誌**の発行（熊本市）
・保護観察対象者を**会計年度職員に任用**（宮城県、川崎市、大阪府など）
・入札時における**協力雇用主の加点評価**（青森県、神戸市、長崎県など）

④ 民間協力者との連携

・**保護司適任者確保**に向けた県職員等への周知（茨城県、鳥取県、広島県など）
・**支援者の育成**を目的とした「**自立更生者サポート研修会**」の開催（栃木県）
・「**再犯防止地域支援員**」による**民間協力者への支援**を実施（滋賀県）

⑤ 庁内外の理解の促進

・**市町向け研修会**の実施（愛媛県）
・**全市町村を含めた地域会議**の実施（北海道）
・「**ポータルサイト**」の作成（金沢市）
・住民に対する**講演会**や**シンポジウム**（北海道、熊本県、明石市など）

⑥ 矯正施設と連携した取組

・「**RE-ENTRY事業**」の実施や**刑務作業製品の道の駅での販売**（網走市、大空町）
・美祢社会復帰促進センターと連携した**再犯防止・地方創生連携協力事業**（美祢市）

地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会

I	全国会議	※2021年6月18日開催 ・ 地域再犯防止推進モデル事業において蓄積された成果や課題などについて、全国の地方公共団体での把握・理解の促進を進める。																				
II	ブロック別協議会	・ 全国6ブロックにおいて、当該ブロック内の参考となる取組事例の共有や再犯防止の取組を進めるに当たっての課題や対応策等に関する意見交換等を行う。																				
<table border="0"><tr><td>令和3年</td><td></td><td>令和4年</td><td></td></tr><tr><td>11月16日(火)</td><td>関東ブロック(東京)</td><td>1月13日(木)</td><td>北海道・東北ブロック(仙台)</td></tr><tr><td>11月30日(火)</td><td>九州・沖縄ブロック(福岡)</td><td>1月20日(木)</td><td>中国・四国ブロック(広島)</td></tr><tr><td>12月7日(火)</td><td>中部ブロック(名古屋)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>12月20日(月)</td><td>近畿ブロック(大阪)</td><td></td><td></td></tr></table>			令和3年		令和4年		11月16日(火)	関東ブロック(東京)	1月13日(木)	北海道・東北ブロック(仙台)	11月30日(火)	九州・沖縄ブロック(福岡)	1月20日(木)	中国・四国ブロック(広島)	12月7日(火)	中部ブロック(名古屋)			12月20日(月)	近畿ブロック(大阪)		
令和3年		令和4年																				
11月16日(火)	関東ブロック(東京)	1月13日(木)	北海道・東北ブロック(仙台)																			
11月30日(火)	九州・沖縄ブロック(福岡)	1月20日(木)	中国・四国ブロック(広島)																			
12月7日(火)	中部ブロック(名古屋)																					
12月20日(月)	近畿ブロック(大阪)																					
III	地域連携協議会	※2021年11月～2022年2月開催 ・ 再犯防止の取組を進める地方公共団体の連携により、都道府県と市区町村の連携モデルの検討を行う【滋賀県、愛知県、鳥取県で実施】。																				

法務省
MINISTRY OF JUSTICE
大臣官房秘書課

国と地方公共団体が連携した再犯防止の取組の推進について

国と地方公共団体が連携した再犯防止の取組を推進するための2つの取組

- 1 ○地方公共団体における先進的な取組の成果や課題の周知・共有
- 2 ○地方再犯防止推進計画の策定や同計画に基づく取組の実施の支援



【地方公共団体における先進的な取組の例】

- ① **高齢・障害**のある者に対する社会復帰支援 ② **就労支援**に関する取組 ③ 社会復帰のための**ワンストップ**相談支援

【令和4年度の具体的な取組】

①全国会議

- ▶ 先進的な取組の成果や課題などについて、全国の地方公共団体での把握・理解の促進を進める。

②ブロック別協議会

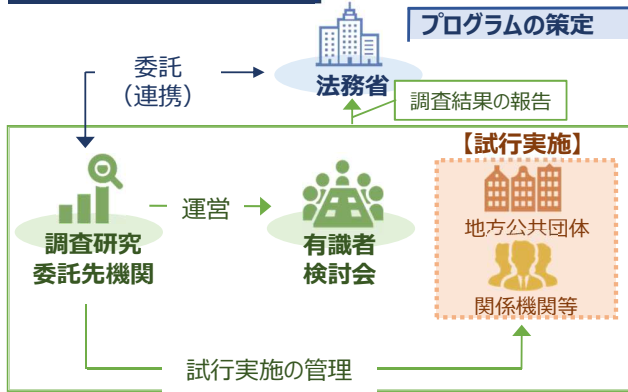
- ▶ 全国会議の開催を受け、全国6ブロックにおいて、再犯防止の取組を進める意欲を持つ地方公共団体に対し、ノウハウや情報を提供するとともに、地方公共団体が直面する課題について協議し、助言等を行う。



国と地方公共団体が連携した再犯防止対策の推進 ～地域における性犯罪者に対する再犯防止プログラムの開発（案）～

刑事手続終了後も地域社会において、性犯罪者に対する再犯防止の取組が実施されるよう、①地域社会における取組に関する調査・検討（有識者検討会の議論を含む）、②調査結果を踏まえた取組の試行実施、③試行実施を踏まえた再犯防止のためのプログラムの開発を内容とする調査研究を実施

事業スキーム（案）



調査研究委託先機関

- ▶ 有識者検討会の運営
- ▶ プログラムの試行実施の管理
- ▶ 国内外の取組に関する調査

地方公共団体等

- ▶ プログラムの試行実施
- ▶ 関係機関等との連絡調整

法務省

- ▶ 調査報告を踏まえ、再犯防止プログラム（仮称）を策定

再犯防止プログラム（仮称）について

【内容】

- ▶ 性犯罪に関する①専門的知識、②カウンセリングの提供等の専門的技術、③関係機関との連携方策等を整理
- ▶ 地方公共団体等が本プログラムを活用することで、地域における性犯罪者の再犯防止に関する取組を実施可能とする。

地方再犯防止推進計画等の策定状況（R3.10.1現在）

※法務省調べ
（各都道府県、指定都市からの回答に基づく）

策定済み（条例の制定を含む）：221 団体

- ・ 都道府県：46 団体
※ 奈良県は、「奈良県更生支援の推進に関する条例」を制定
- ・ 指定都市：16 団体 ※ 以下太字
- ・ その他の市町村（特別区を含む）：159 団体
※ 兵庫県明石市、奈良県奈良市及び五條市は、条例を制定

北海道・東北地方（15市町村）

- 北海道：小樽市、帯広市、北見市、苫小牧市、北広島市
岩手県：盛岡市
宮城県：**仙台市**、名取市、多賀城市、大崎市
秋田県：秋田市、男鹿市、鹿角市、大仙市
福島県：福島市

関東地方（42市町村）

- 栃木県：宇都宮市、栃木市、さくら市
群馬県：前橋市、館林市、富岡市、安中市、嬬恋村、明和町、邑楽町
埼玉県：**さいたま市**、川越市、越谷市、朝霞市、志木市、白岡市、三芳町、川島町、吉見町、ときがわ町、美里町
千葉県：南房総市
東京都：千代田区、大田区、中野区、豊島区、八王子市、府中市、国分寺市、福生市、武蔵村山市、瑞穂町、日の出町
神奈川県：**横浜市**、**川崎市**、**相模原市**、鎌倉市、藤沢市、厚木市、座間市、南足柄市、開成町

近畿地方（28市町村）

- 滋賀県：草津市、野洲市、甲賀市、日野町
京都府：**京都市**、宇治市
大阪府：**大阪市**、**堺市**、豊中市、高槻市、茨木市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、交野市、大阪狭山市、忠岡町
兵庫県：**神戸市**、明石市(※)、加古川市
奈良県：奈良市(※)、五條市(※)

※ 兵庫県明石市、奈良県奈良市及び五條市は、条例を制定

九州地方（13市町村）

- 福岡県：**北九州市**、春日市、宇美町、志免町
佐賀県：吉野ヶ里町
長崎県：西海市、雲仙市
熊本県：**熊本市**
宮崎県：川南町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿児島県：奄美市
沖縄県：北大東村

※離島を除く

甲信越・中部地方（33市町村）

- 新潟県：**新潟市**、長岡市
富山県：高岡市、砺波市、射水市
石川県：金沢市、七尾市、小松市
福井県：大野市
山梨県：小菅村
長野県：松本市、岡谷市、須坂市、千曲市
岐阜県：岐阜市、多治見市、美濃市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、瑞穂市、富加町、七宗町、白川町
静岡県：**静岡市**、**浜松市**、御殿場市
愛知県：豊橋市、みよし市
三重県：四日市市、伊勢市、名張市、多気町

中国・四国地方（44市町村）

- 鳥取県：米子市
島根県：松江市、大田市、安来市、邑南町
岡山県：**岡山市**、久米南町
広島県：**広島市**、三原市、尾道市、大竹市、廿日市市
山口県：下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、美祢市、周南市、周防大島町、和木町、平生町
徳島県：小松島市、阿南市、東みよし町、上板町
香川県：高松市、丸亀市、善通寺市、宇多津町
愛媛県：松山市、今治市、新居浜市、西予市、東温市、内子町、松野町、愛南町
高知県：室戸市、香南市、梹原町